

しが 県博協だより

第28号

滋賀県博物館協議会

しが県博協だより第28号は、平成27年度に開催した3回の研修会「より魅力的なワークショップをめざして」（情報交換会）、「施設老朽化への対処法～反復アンケートの結果から～」および「障害者差別解消法講習会」（情報交換会）、「地域の文化財と博物館～防災・防犯のための取り組み～」(シンポジウム)の開催結果を報告します。

平成27年度 研修事業実施報告

第1回研修会

情報交換会

「より魅力的なワークショップをめざして」

A. 趣 旨

地域社会や学校教育との連携が求められる中で、滋賀県内の博物館・美術館も、それぞれに参加体験型の取り組みやワークショップの充実化を進めている。滋賀県博物館協議会でも、「合同ワークショップ」の開催(平成24年度)や「滋賀の博物館・美術館逸品展」にあわせてのワークショップの開催(平成25年度)、平成27年度で9回目を迎える「博物館夏祭り」の後援など、県内の各館がワークショップを通じて館についてPRする場を設けてきた。一方で、各館のワークショップはそもそも各館の特性を活かしたものであり、ワークショップを通じた他館との連携や、複数の館による横断的な取り組みは深まっていない現状がある。

この情報交換会では、各館が創意工夫をこらして取り組んでいるワークショップについて情報を共有し意見を交換することで、より魅力的なワークショップのありかたについてさぐることを目的とした。

B. 日 時 平成27年10月28日(水) 13:30～16:00

C. 会 場 滋賀県立近代美術館 講堂

D. 参加者 17館 30名

【事例紹介①】概要

「博物館夏祭り 実行委員会の取り組みについて」
講師：古川道夫氏(守山市ほたるの森資料館副館長、博物館夏祭り実行委員会代表)



情報交換会風景

「博物館夏祭り」は県内外の博物館や各種団体が集まり、各館の特色を活かした多様なワークショップを展開するお祭り。各館の取り組みをひろく広報しつつ、参加者同士の交流の場となることを目的としている。2015年で9回目を迎え、13館が参加、会場は南彦根駅のショッピングモール「Viva City」で開催された。守山市ほたるの森資料館は5年間参加しており、おりがみでオリジナルのうちわをつくるワークショップなどを開催。職員の関心領域に合わせ、「ほたる」に限定されない柔軟なプログラムを展開している。

各館・各種団体にとって博物館夏祭りが効果的な広報になっているのは不明だが、スタッフは「個人」として集まり、事業を進めている雰囲気がある。

博物館同士の交流を目的としていたが、当日はブースが人でごった返し、その対応をすることで精一杯になる。そのため、他館のワークショップに参加したり相互交流を行うことは非常に難しい状況があり、大きな課題となっている。

【事例紹介②】概要

「博物館夏祭り 実行委員会の取り組みについて」
講師：「世界にひとつの宝物づくり実行委員会および滋賀県立陶芸の森の活動について」
講師：宮本ルリ子氏（世界にひとつの宝物づくり実行委員会 専門員）
鉤真一氏（滋賀県立陶芸の森 主任学芸員）

「つちっこプログラム」…滋賀県立陶芸の森が実地する「子どもやきもの交流事業」と世界にひとつの宝物づくり実行委員会が実施する「世界にひとつの宝物づくり事業」の総称。美術館で作品を鑑賞し、それを踏まえて「土」をつかった創作活動が行える。

本プログラムを通じて地元の作家が多く関わることになり、結果として作家の活動を支援し生計を支えている。子ども達にとっても作家という職業を知れたり、窯元を訪問できる貴重な機会となっている。

「土」という素材や美術館という非日常空間を通じ、子ども達の感覚にうったえる機会を用意している。

地元の福祉施設や養護学校とも連携、常に地元や産業といった信楽の地域性を意識した活動を行っている。ただ、地元の人をどのように取り込むかは課題。

2015年には信楽まちづくり Lab 主催の「土と手」プロジェクトが開催。陶芸の森レジデンス作家らの作品が街中で展示された同プロジェクトでは、陶芸の森がつかかってきたノウハウを地元に戻している。

陶芸の森では、ワークショップは宝物づくり実行委員会にお願いをしている。学芸課の人数は決して多くはないが、こうした仕組みがあるため質の高いワークショップを提供できている。

【意見交換会】

ワークショップに特化した職員がいる館はプログラムが充実している印象があるが、スタッフの人数が少ないと展覧会をまわすことで精一杯になり、質の高いワークショップを数多く提供することは難しい。

ワークショップに参加するのは、多くが小学校低学年。どのようにしたらもっと上の世代の子ども達に参加してもらえるのか。

博物館はきっかけを与える場として機能すべきであり、ワークショップもそこは変わらない。おみやげづくりの場ではなく、何故その体験をするのかを考えてもらう場にすることが大切。

博物館に人が来るのを待っているだけではなく、もっと博物館自身が地域へ出て行き、館の活動や存在をアピールすべき。

【滋賀県立近代美術館ワークショップルームの見学】

案内：山口真有香氏（滋賀県立近代美術館学芸員）
横山道代氏（滋賀県立近代美術館嘱託学芸員）

滋賀県立近代美術館では、小中学生向けワークショップ「たいけんびじゅつかん」を月に1回程度開催しているほか、東西の様々な作品をもとにオリジナルのコラージュ作品をつくる「名画でびっくりコラージュ」など多様なワークショップを定期的に行っている（アウトリーチにも積極的に取り組んでいる）。同館ワークショップルームには、そうした多様な事業に対応できる様々な材料・設備が収められており、交流会当日には参加者全員で室内を見学した。



ワークショップルームの見学風景

【総括】

博物館活動の中で、ワークショップが重要なプログラムであることが改めて実感できた一方で、人材不足や広報効果など課題もあがった。全体として、主催者と参加者がともに実り多き時間となるようなプログラムを継続して展開できるような様々な提言や問題点が報告・議論される場となった。

（滋賀県立近代美術館 渡辺亜由美）

第2回研修会

情報交換会「施設老朽化への対処法～反復アンケートの結果から～」および「障害者差別解消法講習会」

A. 趣旨

平成26年度に実施した“反復アンケートによる研修事業「施設老朽化への対処法」”で、「施設に関するトラブルなどの履歴記録を、系統的な時系列として蓄積し、継承していく方法を確立すること」が現場レベルでの努力によって可能な問題解決のための糸口と

なるという結果が得られた。この結果を踏まえ、事例報告なども含めて各館の現状を話し合い、より多くの館でそのような方法が確立されるきっかけづくりを行うことができるよう、本情報交換会を開催した。また、平成 26 年 10 月から半年あまりをかけて空調設備等改修工事を実施された彦根城博物館に会場をご提供いただき、施設の見学を行った。

あわせて、平成 28 年 4 月 1 日に施行される「障害者差別解消法」について、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課より講師をお招きし、法律の概要についての講習会を実施した。

B. 日 時 平成 27 年 12 月 11 日(金) 13:00～17:00

C. 会 場 彦根城博物館 講堂

D. 参加者 17 館 27 名



講習会風景

【講習会】概要

藤井孝賢氏（滋賀県健康医療福祉部障害福祉課係長）
「障害者差別解消法 講習会」

1. 障害者差別解消法とは

障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）とは、障害者基本法第 4 条の差別を禁止する規定を具体化する法律で 2016 年 4 月 1 日に施行される。障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることが目的で、「障害を理由とする差別」を禁止すること、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、行政機関等ごと分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成することが定められている。

2. 障害を理由とする差別とは

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする「不当な差別的取扱い」のことで、例えば「車椅子だからといってお店に入れない」などが当てはまる。現実的に入店できないなど正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し理解を得よう努めることが望ましい。（※正当な理由：客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は正当な理由に相当。個別の事案事に、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断が必要である。）

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（日常生活や社会生活を送る上で障壁になるもので、施設・設備以外に制度や習慣、考え方も含まれる）を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる。このような「合理的配慮」を行わないことで、障害がある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたる。

3. 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」

障害者差別解消法のポイントは「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されていることである。「不当な差別的取扱い」については、国の行政機関・地方公共団体等と民間事業者ともに“禁止”されているが、「合理的配慮」については、国の行政機関・地方公共団体等には“法的義務”があり、民間事業者の場合は“努力義務”となっている。

今回の法律で差別的扱いに当たるのか当たらないのかの判断材料となる「正当な理由」や「合理的配慮」は個々の事案により異なる。単に法律に違反するのかわからないのかという議論ではなく、相手が求めていることは何なのかを聞いて何ができるのかを具体的に考えるということが求められていると考えて欲しい。お互いにコミュニケーションをする姿勢が一番大事である。



牛谷好伸氏

【事例紹介①】概要

牛谷好伸氏（長浜市長浜城歴史博物館主査）

「長浜市長浜城歴史博物館のリニューアルについて」

長浜城歴史博物館は、昭和 56 年 6 月に本体工事着工、昭和 58 年 4 月に開館した。開館当初は冷暖房設備が無く、昭和 63 年 6 月～7 月に冷暖房設置工事、

平成10年12月～平成11年3月に、玄関風除湿棟新築・地下1階搬出入室出入口新築・エレベーター昇降機設置等の改修を行った。設立から32年経ったことで施設・設備の老朽化したため、メインの空調改修工事とともに展示室リニューアルを行うことが決定した。リニューアルに伴う休館期間は平成27年12月1日～平成28年2月26日である。

展示室のリニューアルは、部分改修でありながらも全体を見直した魅力ある展示構成を目指している。展示ケース内の照明のLED化、資料の展示には新たにエアタイトケースを採用し、来館者は奥行きのない資料についてもより近くで観覧でき、資料は常温常湿のよりよい環境で展示できるようにする。また、来館者の多くが求めている「秀吉」についての常設展示の充実も図る。

空調改修工事については、老朽化により性能が低下している熱源設備・空調・除湿機を更新し、個別空調の増設も行う。また、間仕切りや建具を設置し、温度変化や冷暖房のロスを減少させ、外界から流入する空気の流れを抑制して快適な環境を実現する。

【事例紹介②】概要

細川修平氏（滋賀県立安土城考古博物館学芸課長）

「滋賀県の公共施設長寿命化施策について」

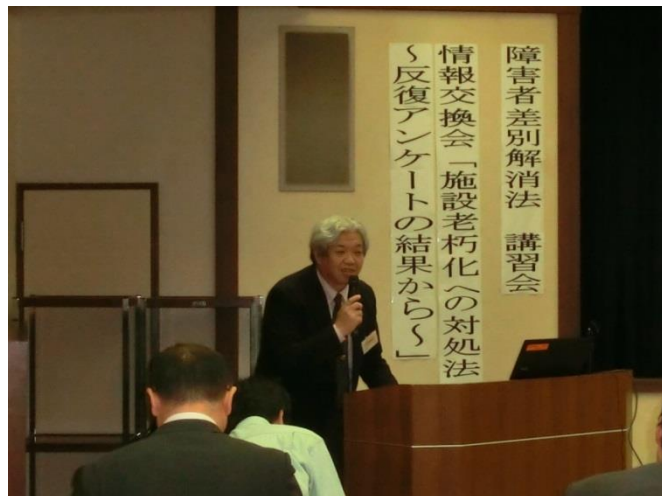
平成26年5月に策定された「滋賀県県有施設活用基本方針」では①施設総量の適正化②施設の有効活用③施設の長寿命化④建替等に係る財政負担軽減・平準化⑤維持管理の最適化⑥環境問題への対応を方針としており、この中の取り組みのひとつである③施設の長寿命化を推進するため、平成27年1月に「滋賀県県有施設長寿命化ガイドライン」が定められた。

長寿命化対象施設の要件は、①築35年以内（H27年度末）②一棟あたり面積が500㎡以上③RC造・S造・SRC造・W造の建築物④立替・廃止・移管等の予定が無い建築物⑤県民または職員が常時利用する建築物⑥建物全体を件が所有する建築物⑦他団体への貸与施設のうち、将来の建替時期到来後に件で施設整備すべき建築物および貸与以外に県として利用予定がある建築物⑧現行の耐震基準に適合している建築物で、安土城考古博物館が第一次対象施設となっている。

長寿命化の手法としての予防・保全の対象部位は、建築分野（屋根・外壁等）、電気設備分野（受変電設備・発電設備等）、機械設備分野（空調設備等）で、安土城考古博物館では、長期保全計画を策定し平成28年度から順次実施を予定している。

大きな課題と問題点としては、「博物館機能は対象外」であるということだ。県が所有する建物自体の長寿命化は当施策の中で行うが、個別施設の特種要件は対象外となる。そのため、収蔵施設の空調・展示施設環境（照明等）・老朽化に伴う弱体化への対応等、ましてや博物館の機能強化やリニューアルは対象とはならない。そのため、博物館機能のリニューアルや

保全についての議論がされず、片方の建物自体の長寿命化についてのプロジェクトだけ進んでしまったことが課題となった。館の現状について県と意思疎通することの重要性を改めて認識した。



細川修平氏

事前アンケート結果と当日の情報交換の抜粋

施設老朽化への各館の対処法についての事前アンケート結果および当日のコメントは以下のとおり。

*展示物や展示機器について、不具合・故障記録を作成して誰でも分かるように記録・保管している。

*施設・設備の修繕に充てられる予算に制約があり、予防措置としての修繕ではなく、不具合が発生した後の事後的な修繕により対応することが多くなっている。

*過去数年分の施設・設備の修繕に関する記録をまとめた。今後記録を蓄積していく。

*館内で施設老朽化対策の担当者を決め、定期的な保全パトロールを実施する。

*施設の保全について、担当者まかせとなっている現状がある。

*過去の記録をとっていたはずだが、担当者が変わって、記録が不明になってしまった。

過去の不具合や修繕についての記録を残すことと、事後対応だけではなく事前に保守対応することが重要であると認識している館が多いが、現実にはそのように対応できていない場合があることが分かった。

（ヤンマーミュージアム 伊東妃李子）

第3回研修会

シンポジウム

「地域の文化財と博物館～防災・防犯のための取り組み～」

A. 趣旨

滋賀県内の各地に大きな被害をもたらした、平成25年9月の台風18号。野洲市妙光寺の宗泉寺では、土砂災害による被災の可能性が高まったため、重要文化財の仏像5軀を野洲市歴史民俗博物館に避難させる措置がとられ、博物館が文化財の被害を未然に防ぐ役割を果たした事例として、全国的に注目を集めた。

このシンポジウムでは、宗泉寺の仏像の避難に関する話題を中心としつつ、地域の文化財の防災や防犯のために博物館が担うべき役割や、期待される役割について考えた。また、会員各館のみではなく、県内の文化財所有者や、文化財行政の担当者にも参加を呼びかけた。

B. 日時 平成28年2月13日(土) 13:30～16:15

C. 会場 野洲市歴史民俗博物館 研修室

D. 参加者 16館 34名



篠原徹会長あいさつ

【事例紹介①】概要

古川史隆(滋賀県教育委員会文化財保護課)

「滋賀県における文化財盗難被害と滋賀県教育委員会の取り組みについて」

滋賀県における文化財の現況は、指定文化財637件で、分野別では、彫刻が全体の6割を占め、内容は仏教美術・神道美術が圧倒的に多い。所有者の特徴として、寺社が多く、個人所有者が少ないこと、京都・奈良に比べて、所有者が県下全域に分散し、都市部に集中していないこと等が挙げられる。

県内の寺社の中には、無住、あるいは檀家や氏子が少なく、日常的な維持管理に苦慮しているところが多数存在する。過去に生じた文化財盗難被害の実例として、常楽寺(湖南市)、竹田神社(東近江市)の事例がある。そして、竹田神社の盗難事件以降、県内で未

指定文化財の盗難が相次いで発生したため、県教育委員会では、未指定文化財盗難の実態把握に努め、各市町教育委員会より任意の盗難報告書の提出と、被害文化財の写真を送付するよう依頼した。

県内の文化財の防犯対策として、文化財の写真撮影及びデジタルデータ化を県独自の事業として実施するとともに、国の制度を活用した施設整備等も進めている。また、県内の公開承認施設への寄託・一時預かりの斡旋、「文化財(美術工芸品)防犯マニュアル」の作成・配布等の啓発事業も併せて進めている。

【事例紹介②】概要

行俊 勉(野洲市歴史民俗博物館)

「土砂災害に伴う仏像の緊急避難—滋賀県野洲市・宗泉寺の事例より—」

平成25年9月15日の台風18号により、野洲市妙光寺山麓にある宗泉寺が、土砂崩れの被害を受けた。その際、薬師堂内に安置された重要文化財3件の保護と安全な場所への移動の依頼を受け、市の文化財保護課職員4名と歴史民俗博物館職員2名が梱包作業と、博物館収蔵庫への移動・保管を行った。

指定文化財の移動にあたり、今回のケースの場合は、二次災害の恐れを考慮したこと、所有者よりの緊急避難の依頼の後に住職・総代・市役所水防本部等に速やかな移動の了解を得ることが出来たこと、文化財保護課へは文化財の緊急対応に専念するよう指示が出されており搬出作業に集中出来たこと、により適切に対処できた。しかし、重要文化財が破損した場合は所有者に負担を求めることが出来るか、緊急避難の範囲をどこまで定めるか、など課題が残る。

他の要因として、比較的近距離であったこと、地域との連携が取れていたこと、野洲市教育委員会の文化財保護課と歴史民俗博物館の両課は、大半の職員が双方の課を経験しており、ほとんどの職員が学芸員の資格、仏像の梱包や輸送の経験があったこと、なども挙げられるが、緊急時の対策については多くの課題が残るといえる。

【事例紹介③】概要

秀平文忠(高月観音の里歴史民俗資料館)

「長浜市の防犯設備事業について」

長浜市の仏像を取り巻く現状は、奈良時代後期～平安時代の古仏でかつ等身以上の優作が多く、また住職や宮司が不在の寺社が多いこと、住民による仏像の共同管理が、地域コミュニティの求心力として機能していることである。市内の寺社では、指定文化財448件を管理しているが、指定文化財の仏像を所有している寺社の中でも、6割以上が無住であり、安全な施設での保管や、防犯設備の設置が求められる。



シンポジウム風景

長浜市では、防犯防災対策の取り組みとして、文化財調査・講演会・講座等による啓発、文化財防火査察の実施、文化庁・県との連携、補助金による防犯防災対策支援を行っている。平成24年度より実施した長浜市観音文化振興事業、及び26年～28年度に実施した同文化振興防犯防災対策支援事業により、指定品を中心とする文化財の防犯・防災の徹底を図るための、補助金の交付等の支援を行っている。

現状の課題として、補助金を除く費用の自己負担の重荷、地元合意形成の難しさ、業者の選定、防犯・防災設備に対する知識の不足、事務処理の煩雑さなどがあるが、所有者への電話連絡など細やかな対応により、防犯・防災に対する意識の向上を目指していきたい。

【事例紹介④】概要

大友 暢（愛荘町立歴史文化博物館）
「豪雨に伴う土砂災害への対応」

愛荘町の文化財は、特に指定文化財について、約50件の中、5割が金剛輪寺及び仏心寺に所蔵されている。金剛輪寺・仏心寺は、山間部に位置し、土砂災害指定の区域内として、その危険性が高い。金剛輪寺には防災道路の設置と整備がなされ、仏心寺は鉄筋の収蔵庫を設置しているが、緊急時の対応には、博物館職員の協力が必要不可欠である。

そこで、火災時には、防災装置を設置し、出火時には速やかに博物館・役場へ通報され、寺院職員、博物館職員、地元信者の協力で避難をするという対応を考えているが、時間との競争、人員の確保が求められる。土砂災害の発生時にも、庄舎内に災害対策本部が設置し、土砂災害の巡回、状況の把握、緊急連絡への対応が求められる。

しかし、例えば金剛輪寺本堂の仏像は、丈六仏・等身立像10体など非常に多く、複数でないと運搬出来ないものである。従って、避難場所までの距離を考え、運搬するための車や運搬する人の確保する必要がある。堂外に出すことさえ困難なため、近隣に一次避難場所の設置などが求められる。ただし、建築物については早急な対応は難しく、日常的な点検や防御柵などの事前設置が求められる。

パネルディスカッション

古川史隆氏を司会に、ディスカッションは進行した。まず、各発表者により追加報告がされ、司会より各報告者へ質問を行った。

Q：どの範囲まで責任を持つか？運搬の際、破損があった場合はどうするのか？緊急時における決断をどのように行ったか？（古）

A：はっきりとした答えを出せていない。判断が難しい。次に起こりうる災害に対する備え、判断が求められる。安全に運ぶのは、緊急事態でなくても難しいが、人員が確保出来たので運べた。少なくとも3人は必要。市町村だけではまかなえない場合があり、地域との協力、県博協加盟館との協力が必要である。（行）

Q：担当者が高齢、守っていくのは困難。過疎化、高齢化の影響は？（古）

A：県内は人口が増えているものの、事業を実施しているグループには、僅かの人数で対応している事例がある。重要文化財を守っていくためにどうすればよいか、相談を受けることもある。博物館は最終手段。寺社や文化財は、コミュニティの結節点である。失うのはもったいない。（秀）

Q：金剛輪寺は文化財が多く所蔵している割には、人が少ない。京都や奈良は、自衛の消防組織がある。金剛輪寺はどうするのか？（古）

A：檀家、信徒さんによる清掃活動などが自発的に行われている。きちんとした組織はないが、非常時には寺側が動員して緊急避難等が行われている。（大）

その後、会場より、博物館が担っていくという役割という観点で、意見が求められた。

Q：金剛輪寺には指定文化財が多いが、町を挙げて、防災・防犯の対策を取れているのか？

A：予算を取る場合にも、金剛輪寺にばかり集中する訳にはいかない。しかし、博物館としては、金剛輪寺敷地内に所在するので、相談・協力はもちろん、教育委員会への仲介を行う等、積極的に協力している。

Q：長浜市は、市町村合併等による広域の場所のため、遠方で被害を受けた場合、迅速な対応が難しい。野洲市の事例で、迅速に対応出来たのは何故か？

A：野洲市は、合併はしたものの比較的狭域であり、地域との連絡が取りやすい。また寺側から市役所に連絡があったおかげで、文化財の職員がすぐに対応でき、また地元との話し合いを経た上でかつ天候や道路の状況を考えて、運搬することができた。

各博物館には、普段より材料を持ち出せるような準備をしておくこと、また写真・法量などのデータを事前に取っておくことが望ましいと思う。また対応が難しい場合は、近隣の公立・私立の博物館に協力を仰ぐ体制を整えておいた方がよい。

Q：一地域に関わらず、県は相談を受け、どのような対応をしてくれるのか？

A：防犯や防災で要望がある場合には、連絡に応じて対応をする。

Q：文化財の修理等は、博物館が指導してくれるのか？

A：博物館でも対応できるし、各教育委員会にも相談して対応できる。修理の方法は、文化財の修理方法に則ったものであり、応急処置にも対応出来る。

Q：野洲市の事例は、被害を受けた寺が博物館から2 kmの距離にあり、比較的近い。文化財の避難が迅速に対応出来たのは、距離的な理由も考えられる。だとすれば、遠距離の場合、所在地の近くに避難場所や人員を確保しておく必要がある。その件に関して、博物館で取り組んでいるのか、またそのような事例があれば教えてほしい。

A：距離はあまり関係ないが、寺側の建物内で避難する、状態に応じて博物館に非難するなど、適切な判断が求められる。大事なことは、現場に向かい、協議をするということだと思う。

Q：公立博物館の場合、市町村との連絡や補助金など、多方面での連携ができるが、私立博物館の場合は難しい。県として、私立博物館にどのような役割を求めているのか。

A：私立博物館にも積極的に関わってもらいたい。市町村の中には、核となる博物館が無い場所がある。その場合は、私立博物館の位置付けが高まるので、期待している。

Q：県立博物館の場合も同様で、緊急災害時に駆けつけたいが、責任の所在がはっきりしないので対応できない。きちんとしたルール作りが必要ではないか？

A：野洲市の事例を受けて、重要な課題と自覚している。県としても、今後対応していきたい。

(観峰館 寺前公基)

平成27年度 永年勤続者等表彰

平成27年度の滋賀県博物館協議会表彰は、甲賀市信楽伝統産業会館の島田易子さんが受賞されました。

島田さんは平成10年7月に信楽伝統産業会館に臨時職員として採用されて以来、長年にわたり伝統的産業「信楽焼」の出品作品を展示紹介するコーディネーターとして勤務すると共に、来館されるお客様の案内や一般事務を担当するなど、館の運営にあたり功績が大きく、館員の模範的な存在になられています。

(事務局・滋賀県立琵琶湖博物館 芳賀裕樹)

【編集後記】

2018年に滋賀県博物館協議会は35周年を迎えます。現在記念事業委員会を中心として、35周年に相応しい記念事業の立案を行っています。広報委員会としては、それに向けた広報・告知活動を実施すべく、今後の委員会や幹事会で活発な意見交換を行って参ります。

また、外部へ向けた広報活動として、3年前より県博協の広報媒体である『Duet』をはじめ、昨年リニューアルしたホームページを活用した効果的な情報発信を行って参ります。特に広報費用に予算が取り難い加盟館の皆様は積極的に情報提供ください。

掲載内容についてご意見などございましたら、ぜひ事務局までお寄せ下さい。皆様のご協力をよろしくお願いたします。

(佐川美術館 井上英明)

しが県博協だより 第28号

平成28年(2016年) 5月25日発行

編集・発行 滋賀県博物館協議会

〒525-0001草津市下物町1091

滋賀県立琵琶湖博物館内

TEL 077-568-4811

<http://www.lbm.go.jp/kenhaku/>

滋賀県博物館協議会 加盟館一覧

平成26年(2014年) 6月5日

名称	〒	所在地	TEL	FAX
近江神宮時計館宝物館	520-0015	大津市神宮町 1-1	077-522-3725	077-522-3860
大津市歴史博物館	520-0037	大津市御陵町 2-2	077-521-2100	077-521-2666
大津絵美術館	520-0036	大津市園城寺町 33 番地 総本山円満院門跡	077-522-3690	077-522-3150
長等創作展示館・三橋節子美術館	520-0035	大津市小関町 1-1	077-523-5101	077-523-5101
大津猿蓑山歴史館	520-0043	大津市中央 1-2-27	077-521-1013	077-521-1013
滋賀県立琵琶湖文化館	520-0806	大津市打出浜地先	077-522-8179	077-522-9634
渡来入歴史館	520-0051	大津市梅林 2-4-6	077-525-3030	077-525-3450
公益財団法人 膳所焼美術館	520-0837	大津市中庄 1-22-28	077-523-1118	077-523-1118
建部大社宝物殿	520-2132	大津市神領 1-16-1	077-545-0038	077-545-2438
滋賀県立近代美術館	520-2122	大津市瀬田南大萱町 1740-1	077-543-2111	077-543-4220
田上郷土史料館	520-2112	大津市牧 1-8-32	077-549-0369	077-549-0369
田上館博物館	520-2275	大津市枝町 3-8-4	077-546-1921	077-546-1921
公益財団法人 木下美術館	520-0016	大津市比叡平 2-28-21	077-575-1148	077-575-1148
比較山国宝殿	520-0116	大津市坂本本町 4220	077-578-0001	077-578-0678
伊香立「香の里史料館」	520-0352	大津市伊香立下在地町 1223-1	077-598-2005	077-598-2005
大津市科学館	520-0814	滋賀県大津市本丸町 6-50 生涯学習センター内	077-522-1907	077-522-2297
草津市立草津宿街道交流館	525-0034	草津市草津 3-10-4	077-567-0030	077-567-0031
滋賀県立琵琶湖博物館	525-0001	草津市下物町 1091	077-568-4811	077-568-4850
守山市ほたるの森資料館	524-0051	守山市三宅町 10 市民運動公園内	077-583-9680	077-583-9680
守山市立埋蔵文化財センター	524-0212	守山市服部町 2250	077-585-4397	077-585-4397
公益財団法人 佐川美術館	524-0102	守山市水保町北川 2891-44	077-585-7800	077-585-7810
栗東歴史民俗博物館	520-3016	栗東市小野 223-8	077-554-2733	077-554-2755
国指定重要文化財「大角家」住宅 旧和中散本舗	520-3017	栗東市六地藏 402	077-552-0971	077-552-0971
野洲市歴史民俗博物館(銅鑄博物館)	520-2315	野洲市辻町 57-1	077-587-4410	077-587-4413
びわ湖アートギャラリー	524-0292	野洲市吉川 4187 鮎家の郷内	077-589-4883	077-589-4769
湖南省東海道石部宿歴史民俗資料館	520-3116	湖南省雨山 2-1-1	0748-77-5400	0748-77-5401
甲賀市水口歴史民俗資料館	528-0005	甲賀市水口町水口 5638	0748-62-7141	0748-63-4737
みなくち子どもの森自然館	528-0051	甲賀市水口町北内貴 10	0748-63-6712	0748-63-0466
甲賀市土山歴史民俗資料館	528-0211	甲賀市土山町北土山 2230	0748-66-1056	0748-66-1067
甲賀忍術博物館	520-3405	甲賀市甲賀町隠岐 394	0748-88-5528	0748-88-2108
甲賀流忍術歴史館	520-3311	甲賀市甲南町龍法師 2331	0748-86-2179	0748-86-7505
甲賀市甲南ふれあいの館	520-3321	甲賀市甲南町葛木 925	0748-86-7551	0748-86-7551
公益財団法人 滋賀県立陶芸の森 陶芸館	529-1804	甲賀市信楽町勸官 2188-7	0748-83-0909	0748-83-1193
甲賀市信楽伝統産業会館	529-1851	甲賀市信楽町長野 1142	0748-82-2345	0748-82-2551
MIHO MUSEUM	529-1814	甲賀市信楽町田代桃谷 300	0748-82-3411	0748-82-3414
滋賀サファリ博物館	529-1802	甲賀市信楽町黄瀬 2854 番地 2	0748-83-0121	0748-83-0122
かわらミュージアム	523-0821	近江八幡市多賀町 738-2	0748-33-8567	0748-33-8722
滋賀県立安土城考古博物館	521-1311	近江八幡市安土町下豊浦 6678	0748-46-2424	0748-46-6140
近江日野商人館	529-1603	蒲生郡日野町大窪 1011	0748-52-0007	0748-52-0172
世界風博物館東近江大風会館	527-0025	東近江市八日市東本町 3-5	0748-23-0081	0748-23-1860
木地歴史芸術展示資料館	527-0201	東近江市蛸谷町 178	0748-29-0430	0748-29-0430
財団法人 日登美術館	527-0231	東近江市山上町 2068-2	0748-27-1707	0748-27-1950
東近江市近江商人博物館	529-1421	東近江市五個荘竜田町 583	0748-48-7101	0748-48-7147
観峰館	529-1421	東近江市五個荘竜田町 136	0748-48-4141	0748-48-5475
滋賀県平和祈念館	527-0157	東近江市下中野町 431	0749-46-0300	0749-46-0350
手おりの里、金剛苑	529-1204	愛知郡愛荘町蚊野外 514	0749-37-4131	0749-37-4131
愛荘町立歴史文化博物館	529-1202	愛知郡愛荘町松尾寺 878	0749-37-4500	0749-37-4520
愛荘町立愛知川びんてまりの館	529-1313	愛知郡愛荘町市 1673	0749-42-4114	0749-42-8484
財団法人 豊会館	529-1174	犬上郡豊郷町下枝 56	0749-35-2356	-
多賀町立博物館	522-0314	犬上郡多賀町四手 976-2	0749-48-2077	0749-48-8055
ダイニクアストロパーク天究館	522-0341	犬上郡多賀町多賀 283-1	0749-48-1820	0749-48-1961
彦根城博物館	522-0061	彦根市金亀町 1-1	0749-22-6100	0749-22-6520
米原市近江はにわ館	521-0072	米原市鎮戸 281-1	0749-52-5246	0749-52-8177
米原市醒井宿資料館	521-0035	米原市醒井 592	0749-54-2163	-
醒井木彫美術館	521-0035	米原市醒井 95	0749-54-0842	0749-54-0842
米原市柏原宿歴史館	521-0202	米原市柏原 2101	0749-57-8020	0749-57-8020
伊吹山文化資料館	521-0314	米原市春照 77	0749-58-0252	0749-58-0252
長浜市長浜城歴史博物館	526-0065	長浜市公園町 10-10	0749-63-4611	0749-63-4613
成田美術館	526-0056	長浜市朝日町 34-24	0749-65-0234	0749-65-0234
長浜市曳山博物館	526-0059	長浜市元浜町 14-8	0749-65-3300	0749-65-3440
国友鉄砲の里資料館	526-0001	長浜市国友町 534	0749-62-1250	0749-62-1250
竹生島宝蔵寺宝物殿	526-0124	長浜市早崎町竹生島 1664-1	0749-63-4410	-
湖北野鳥センター	529-0365	長浜市湖北町今西	0749-79-1289	0749-79-8022
冷水寺胎内仏資料館	529-0251	長浜市高月町宇根 308-1	0749-85-3209	0749-85-3209
財団法人 布施美術館	529-0205	長浜市高月町唐川 339	0749-85-2363	0749-85-2363
ヤンマーミュージアム	526-0055	長浜市三和町 6-50	0749-62-8887	0749-62-8780
白谷荘歴史民俗博物館	520-1837	高島市マキノ町白谷 343	0740-27-0164	0740-27-1000
高島歴史民俗資料館	520-1111	高島市鴨 2239	0740-36-1553	0740-36-1554
比良美術館	520-1142	高島市鹿ヶ瀬岩倉 75-1	0740-37-0777	0740-37-0778